

別表

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 請求日	(う) 請求する公文書の件名又は内容	(え) 決定	(お) 公文書の件名	(か) 公開しないこととした部分	(く) 実施機関の説明
						(き) 公開しない理由	
1	平成28年度 諮問受理第31号	平成28年7月29日	当該事業所の適正計量に関する立入検査の内容、不合格特定計量器の検査成績書、どのようなマニュアルを使用したか、合格のハカリを何故修理させたか、その理由について又その後、どのように指導をしたか	平成28年8月12日付け大経計第69号による部分公開決定	・相談受付票 ・大型・小型計量器定期検査成績書	個人の氏名、個人の印影及び署名、面談により聞き取った内容の要約  条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名、個人の印影及び署名については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。  条例第7条第3号に該当 (説明) 面談により聞き取った内容は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため	「相談受付票」(以下「本件文書1」という。)は、当該事業所が計量法違反であるとの通報に基づき実施した二度にわたる法第148条に基づく立入検査に際し処分庁が作成した文書である。 本件文書1に係る非公開部分は、個人の氏名、個人の印影及び署名、面談により聞き取った内容の要約であり、個人の氏名、個人の印影及び署名については個人の正当な権利利益が害されるおそれがあることから条例第7条第1号に該当し、面談により聞き取った内容の要約については情報提供者の期待と信頼を損ない、将来、行政事務に必要な情報の入手に支障を来し、円滑な行政運営を妨げるおそれがあり、条例第7条第3号に該当する。 また、本件文書1は、実施機関が計量法上の事情聴取とは別に、情報提供の依頼を行い、当該事業所の了解を得た上で事情聴取を行ったものであり、当該事業所から提示された「秘密を厳守する」との条件を、実施機関も了承した上で提供された情報となっている。 面談により聞き取った内容の要約が公開されてしまうと、実施機関が当該事業所に対して事情聴取を行うに当たって交わした「秘密を厳守する」という約束を破ったことになり、当該事業所との間の信頼関係を失墜させるおそれ大きい。 その結果、実施機関が今後、企業等に対し法令等に定められた権限とは別に事情聴取を行おうとする場合に、その聴取内容が公開されることを懸念し企業等が事実を話さなくなる、事情聴取への協力を拒むということも考えられ、適正な事務に支障をきたすおそれがあることから、面談により聞き取った内容の要約は条例第7条第5号に該当する。  「大型・小型計量器定期検査成績書」(以下「本件文書2」という。)は、平成26年8月31日に当該事業所で実施されたトラックスケール(車両で搬入する積載物を車両ごと重量測定できる大型はかり)の自主検査に際し、検査記録として大阪府計量管理協会検査部会(以下「部会」という。)に提出されたもので、当該トラックスケールの自主検査で合格と判断した証拠として部会で保管されたものであり、平成27年12月3日に部会から実施機関に対して任意で提出されたことにより取得した公文書である。 本件文書2に係る非公開部分は、個人の印影及び署名であり、個人の印影及び署名については個人の正当な権利利益が害されるおそれがあり、条例第7条第1号に該当する。
2	平成28年度 諮問受理第32号	平成28年9月23日	質量標準管理マニュアルを公開して下さい。(平成27年4月に代検査をした計量士に対して承認された質量標準管理マニュアル)	平成28年10月7日付け大経計第82号による部分公開決定	・代検査の実施にかかる質量標準管理マニュアルの承認について (平成25年5月28日付け決裁)	個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、計量士の登録年月日、登録番号、個人の印影  条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、計量士の登録年月日、登録番号については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 個人の印影については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。  条例第7条第2号に該当 (説明) 法人等の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。	「代検査の実施にかかる質量標準管理マニュアルの承認について(平成25年5月28日付け決裁)」(以下「本件文書3」という。)については、平成27年4月22日及び平成28年6月21日に当該事業所の代検査を行った計量士の申請に基づき、平成25年5月28日付けで実施機関が承認を行った際の決裁文書である。 本件文書3に係る非公開部分は、個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、計量士の登録年月日、登録番号、個人の印影、法人等の印影であり、個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、計量士の登録年月日、登録番号、個人の印影については、個人の正当な権利利益が害されるおそれがあることから条例第7条第1号に該当し、法人等の印影については、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。
3	平成28年度 諮問受理第34号	平成28年9月26日	計量法施行規則第96条の報告文書、適正計量管理指定事業所の返上廃止届(当該事業所)個人計量士が提出した合格証明書	平成28年10月7日付け大経計第84号による部分公開決定	・当該事業所提出の適正計量管理事業所報告書 ・当該事業所の代検査に係る代行検査計画書の変更について ・当該事業所の適正計量管理事業所指定返上に係る事業廃止届 ・計量士が提出した当該事業所の代検査に係る証明書	個人の氏名、住所、電話番号、勤務先の名称、勤務先の電話番号、勤務先のFAX番号、登録番号、個人の印影、法人等の印影  条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名、住所、電話番号、勤務先の名称、勤務先の電話番号、勤務先のFAX番号、登録番号については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 個人の印影については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。  条例第7条第2号に該当 (説明) 法人等の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。	「当該事業所提出の適正計量管理事業所報告書」(以下「本件文書4」という。)については、規則第96条に基づき当該事業所から知事宛てに提出された当該事業所における平成24、25及び26年度分の自主検査に係る報告文書である。 本件文書4に係る非公開部分は、個人の氏名、住所、電話番号、登録番号、個人の印影、法人等の印影であって、個人の氏名、住所、電話番号、登録番号、個人の印影については、個人の正当な権利利益が害されるおそれがあることから条例第7条第1号に該当し、法人等の印影については、公にすることにより偽造等のおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。  「当該事業所の代検査に係る代行検査計画書の変更について」(以下「本件文書5」という。)は、平成27年及び平成28年に当該事業所から代検査実施の依頼を受けた計量士が、実施機関に対して提出した代検査実施予定の追加に係る届出文書である。 本件文書5に係る非公開部分は、個人の氏名、住所、電話番号、勤務先の名称、勤務先の電話番号、勤務先のFAX番号、個人の印影であり、個人の氏名、住所、電話番号、勤務先の名称、勤務先の電話番号、勤務先のFAX番号、個人の印影は、個人の正当な権利利益が害されるおそれがあり、条例第7条第1号に該当する。  「計量士が提出した当該事業所の代検査に係る証明書」(以下「本件文書6」という。)は、当該事業所における平成27年及び平成28年の代検査に係わり、当該事業所から実施機関に提出された法第25条第2項に基づく証明書である。 本件文書6に係る非公開部分は、個人の氏名、住所、登録番号、個人の印影であり、個人の氏名、住所、登録番号、個人の印影は、個人の正当な権利利益が害されるおそれがあり、条例第7条第1号に該当する。  「当該事業所の適正計量管理事業所指定返上に係る事業廃止届」(以下「本件文書7」という。)は、当該事業所が適正計量管理事業所の指定を返上するに当たって、当該事業所から実施機関を経由して大阪府知事宛てに提出された届出文書である。 本件文書7に係る非公開部分は、法人等の印影であり、法人等の印影については、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 請求日	(う) 請求する公文書の件名又は内容	(え) 決定	(お) 公文書の件名	(か) 公開しないこととした部分	(く) 実施機関の説明
						(き) 公開しない理由	
4	平成28年度 諮問受理第36号	平成28年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正計量管理事業所を廃止する際の手続書</li> <li>平成27年5月11日に大阪府計量検定所の職員と合同で行った立入検査の内容</li> <li>4月22日に代検査した計量士が提出した質量標準管理規則及び細則</li> </ul>	平成28年10月7日付け大経計第86号による部分公開決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所の適正計量管理事業所指定返上に係る事業廃止届</li> <li>当該事業所への立入検査に係る相談等受付票</li> <li>代検査の実施にかかるとる質量標準管理マニュアルの承認について（平成25年5月28日付け決裁）</li> </ul>	<p>個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、登録の年月日、登録番号、個人の印影、法人等の印影</p> <p>条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、登録の年月日、登録番号については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 個人の印影については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第7条第2号に該当 (説明) 法人等の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>	<p>本件文書7は、当該事業所が適正計量管理事業所の指定を返上するに当たって、当該事業所から実施機関を経由して大阪府知事宛てに提出された届出文書である。 本件文書7に係る非公開部分は、法人等の印影であり、法人等の印影については、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>「当該事業所への立入検査に係る相談等受付票」（以下「本件文書8」という。）は、当該事業所が計量法違反であるとの通報に基づき実施した二度にわたる法第148条に基づく立入検査に際し実施機関が作成した文書である。 本件文書8に係る非公開部分は、個人の氏名であり、個人の氏名については個人の正当な権利利益が害されるおそれがあることから条例第7条第1号に該当する。</p> <p>本件文書3については、平成27年4月22日及び平成28年6月21日に当該工場の代検査を行った計量士の申請に基づき、平成25年5月28日付けで実施機関が承認を行った際の決裁文書である。 本件文書3に係る非公開部分は、個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、計量士の登録年月日、登録番号、個人の印影、法人等の印影であり、個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、計量士の登録年月日、登録番号、個人の印影については、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益が害されるおそれがあることから条例第7条第1号に該当し、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。</p>
5	平成28年度 諮問受理第33号	平成28年9月26日	質量標準管理規則、同細則の承認基準	平成28年10月7日付け大経計第83号による公開決定	質量標準管理マニュアル承認事務処理要領		<p>質量標準管理マニュアル承認事務処理要領（以下「本件文書9」という。）は、大阪市内で自主検査及び代検査に実用基準分銅を使用する者が、実施機関に承認を得ようとする際の承認申請の要領を示した公文書である。 本件請求とあわせて審査請求人から、別途「質量標準管理マニュアルを公開して下さい。（平成27年4月に代検査をした計量士に対して承認された質量標準管理マニュアル）」との公開請求があったことから、処分庁は本件請求の趣旨を、あくまで請求書の記載に基づいて質量標準管理マニュアル承認事務処理要領を求めるものと解し、本件文書を特定し、本件決定を行ったものであり、処分庁は本件決定において、本件請求に係る文書の全てを特定しており、他に特定すべき文書は存在しない。</p>